

新型コロナウイルス感染症対策のため、備品・設備等を導入する町内中小企業者等に対し、導入費用の一部を町が補助します。

大樹町中小企業等 「新しい生活様式」導入支援事業

補助対象者

以下、①～③の全ての要件を満たす者

①町内に事業所を有する中小企業者等

②町内に本店所在地を登記している法人または、町内に住所を有する個人事業者

※町外に住所を有する個人事業者であっても、大樹町商工会会員の場合は②の条件を満たすものとする。

③補助金受領後、引き続き1年以上事業を営む見込みの者

補助対象経費

新型コロナウイルス感染症対策のために導入する、

「備品」「設備工事」等に要する経費

補助額

上限30万円（補助率3/4）

対象期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日までに導入した備品等

※10月以降は、原則、交付決定後に導入すること

申請・問い合わせ

大樹町役場 企画商工課 商工観光係 TEL：6-2114

Q & A

●どのような事業か？

町内で事業を営まれている方が「新しい生活様式」の定着に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための備品・設備を導入する事業に対し、補助金を交付する事業です。

●対象事業者は？

町内で事業を営む中小企業者・小規模企業者等で、（個人事業主、NPO法人等も含む）

町内に本店所在地を登記している法人又は住所を有する事業者が対象です。ただし、町内で事業を営んでいて町外に住所を有している個人事業者であっても、大樹町商工会の会員になっている場合は、対象となります。

また法人・個人問わず、今後、1年以上継続して事業を営む予定である必要があります。

●どのようなものが補助の対象となるのか？

社会通念上新型コロナウイルス感染症対策に効果があるとされるものが補助対象となります。主な補助対象備品等は最終ページに掲載している具体例をご覧ください。なお、補助対象一覧に掲載されているものであっても、使用場所や購入理由によっては補助対象外となる可能性もあります。逆に、補助対象一覧に掲載されていないものでも、新型コロナウイルス感染症対策に効果があると考えられるものであれば補助対象となり得ます。

●既にもってしまった備品等でも補助対象となるか？

令和2年4月1日以降に購入したものであれば補助対象となります。ただし、領収書が必要です。なお、10月1日以降の導入分については、原則、交付決定後にお願いします。

●購入期限は？

令和2年4月1日から令和3年1月31日までに購入した備品等が対象です。

●30万円の備品等を購入した場合、全額補助されるのか？

補助上限額が30万円、補助率が3/4となります。よって、30万円の備品等を購入された場合、町からの補助金額は22万5千円（30万円×3/4）となります。（7万5千円は自己負担。）なお、1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助申請額とします。

【例：31万円の備品を購入した場合】 $310,000円 \times 3/4 = 232,500円$ 補助申請額 = 232,000円

●消費税込みの額で申請するのか？

消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額で申請してください。

●備品と設備は別で申請するのか？

1事業者につき1回限りの交付となるので、まとめて申請してください。

●その他の補助金等と併用できるのか？

購入品に対してその他の補助金等を既に受けている場合には、既補助金分を差し引いて申請してください。

●自宅兼事務所で備品等を購入した場合、補助対象となるか？

事務所を複数人で使用される場合や、不特定多数の方が来所されるなど感染症対策が必要と考えられる場所であれば補助対象となり得ますが、一人で作業をされている事務所や、明らかに個人的な用途と判断されるものについては補助対象外とさせていただきます。

●機器をリースした場合も補助対象か？

リースのような賃貸借契約の場合は補助対象外とさせていただきます。

●取得備品等の処分等について

何らかの理由で取得備品等を処分する場合は、事前に承認申請書を提出する必要があります。

なお、耐用年数を経過した備品等を処分等する場合の制限はありません。

※耐用年数＝減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数。同令に定めのない備品等については、町長が別に定める年数とする。

●申請方法は？

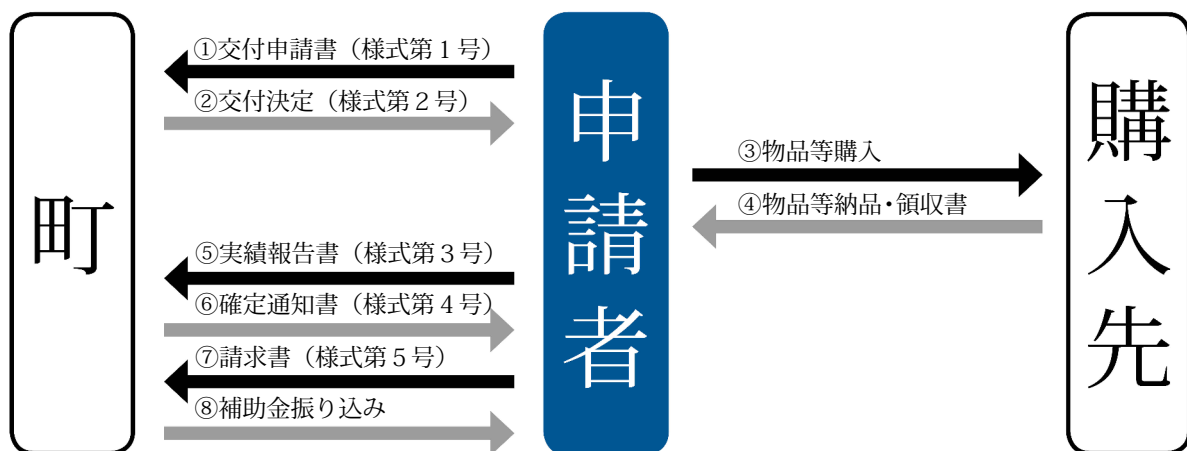
申請から補助金交付までの流れは、以下、フロー図のとおりです。

申請様式等は、町HPに掲載しています。（コチラからダウンロードできます）⇒

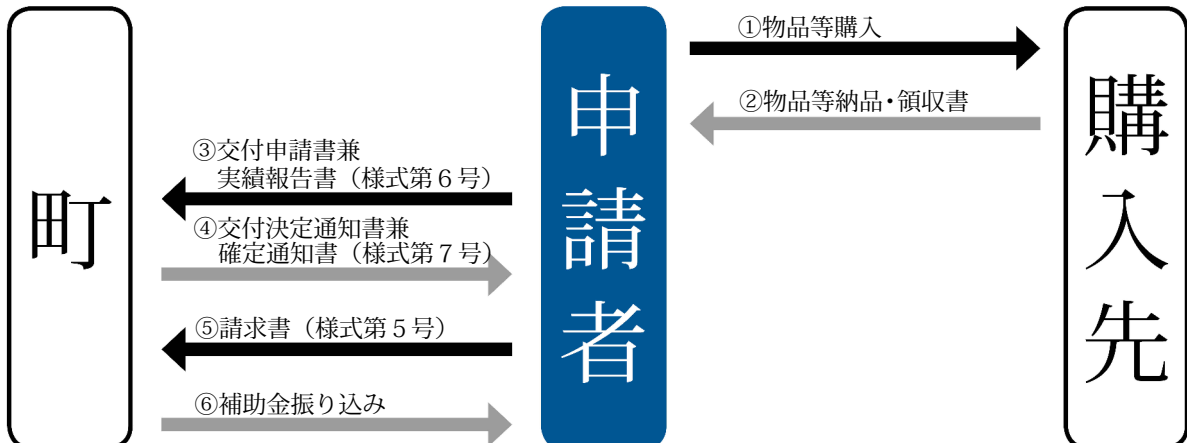


●申請等フロー図

【これから備品等を購入する場合（10月～1月）】



【すでに備品等を購入済の場合（4月～9月）】



補助対象・対象外の主な具体例

対象となる主なもの	対象外となる主なもの
<p>備品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノータッチ式ディスプレイセンサー（自動消毒液噴霧器） ・非接触体温計 ・キャッシュレス機器 ・空気清浄機 ・サーモグラフィ ・パーテーション ・飛沫防止アクリルボード ・その他町長が特に適当と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等と照らし合わせて、感染症対策として適当と判断されない備品・設備 ・自宅兼店舗（事務所）に整備しようとする経費（事業用の店舗、事務所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象） ・マスクや消毒液などの消耗品 ・感染症対策として適当ではない備品・設備 ・従業員等の利便性・快適性向上のために導入されるもの ・老朽化等による既存備品等の取り換え、買い替え ・中古品、転売品 ・その他町長が不適切と認めるもの
<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備工事（取り換えの場合は機能向上が図られるもの） ・換気機能付きエアコン（換気機能がないエアコンから換気機能付きエアコンへの取り替えは対象） ・網戸設置工事（取り換えは不可） ・窓増設工事 ・パーテーション設置工事 ・飛沫防止アクリル板設置工事 ・不特定多数が触れる場所の自動化工事（自動ドア等） ・セルフレジ設置工事 ・券売機の導入工事 ・トイレ等人感センサー付き照明器具設置工事 ・自動水栓設置工事 ・テイクアウト導入に係る設備工事（テイクアウト専用レーン導入設備費用、ドライブスルー導入設備費用） ・その他町長が特に適当と認めるもの 	